

静岡文化芸術大学学位規程

(趣旨)

第1条 静岡文化芸術大学学則（以下「学則」という。）第42条第2項の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位は、学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

(学位記の交付)

第3条 学長は、前条に基づき学位を授与された者に、学位記を交付する。

2 学位記の様式は別記のとおりとする。

(学位名称の使用)

第4条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位の取り消し)

第5条 学位を授与された者がその名誉を汚す行為をしたとき、または不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は当該学部の教授会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

卒業証書・学位記



氏 名

年 月 日生

本学 学部 学科

所定の課程を修めて本学を卒業し
たことを認め 学士（ ）の学位
を授与する

年 月 日

静岡文化芸術大学長



学○第 号